



戦前期兼松の豪州支店在勤者

藤村, 聡

(Citation)

国民経済雑誌, 197(6):65-83

(Issue Date)

2008-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00056235>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00056235>



戦前期兼松の豪州支店在勤者

藤 村 聡

外国貿易を主要業務にする商社にとって、海外拠点の人事管理は最重要事項の一つである。しかし従来の研究では戦前期商社に関するそうした分析は決して豊富ではなく、海外勤務員の実態は不明な部分が少なくない。そこで本稿では貿易商社兼松を題材に、1890（明治23）年に開設された同社のシドニー支店の在籍者の動向を分析した。その結果、海外支店に高学歴者が集中配置された形跡はなく、国内外の各本支店間で学卒者はバランス良く配置されたことや、明治期には豪州永住者が支店運営の主柱であったが、大正期以降は日本から派遣され再び日本に帰国する中長期の駐在員が中心になり、さらに昭和期には短期渡豪者も増加して在籍者の構成は多様になったこと、また20歳代の若年渡豪者の多くは豪州での長期訓練が主目的であるのに対し、30歳代以上の渡豪者は専ら日豪間の情報共有目的の短期滞在であったことなどの観察結果を得た。

キーワード 兼松史料, 人事管理, 海外駐在員

1 初 め に

これまでの研究史では、企業活動における海外支店の売上や利益の推移に関する考察は進められているものの、海外支店の人的構成や駐在員の勤務形態に関する分析、即ち海外支店はどのような人員で構成され、日本から海外の営業拠点に派遣された社員は如何なる形態で勤務していたのかという観点に立脚した分析は、資料的制約から十分に蓄積されたとは言えない。また戦前期の豪州（オーストラリア）における日本企業の研究も、欧米やアジア地域に比較すれば少数である。

そこで本稿では兼松の創業から第二次大戦直前までの海外勤務員を対象に、戦前期企業における海外勤務の実態を解明したい。兼松の海外支店や海外勤務に関する検討はこれまで行っていないので、まずは同社の最重要の海外営業拠点であったシドニー支店（豪州兼松）の沿革を整理し、海外勤務員の実態を解明する一端として同支店在籍者の人員数・年齢・学歴・駐在年数などの数的把握を課題にする。なお本稿の対象は日本人在籍者に限定し、人数的には日本人を上回ったオーストラリア人の在籍者は別稿で扱うものとする。

2 豪州における兼松の活動

2.1 シドニーの日本人社会

1889(明治22)年、兼松房治郎は日本人による豪州(オーストラリア)との直接貿易を目的に、貿易商社兼松商店(現在の兼松株式会社、以下では兼松商店は「兼松」、創業者の兼松房治郎は「店祖房治郎」と略記する。なお兼松房治郎は生前は「房次郎」を通称し、史料原文の引用ではそのように表記した箇所がある)を神戸で創業した。その創業の理念を実現するため翌年にはシドニー支店を開設し、創業の同志と言うべき北村寅之助を配して日豪産品の輸出入業務を開始した。主要な豪州産品は羊毛・牛脂・小麦などで、日本産品は雑貨類や木綿・絹製品が中心であった。

本章では明治～大正期における豪州の日本人社会と兼松のシドニー支店の沿革を『兼松商店史料』の記事に従って整理する。まずは豪州における日本人進出を概観しよう。1879(明治12)年に明治政府はメルボルンの商人 A. Marks を名誉領事に任命し、これは同人が横浜に居住していた由縁によるものであった。しかし日豪両国はなお疎遠であり、ようやく明治29年に豪州北部沿岸のタウンズビルに最初の正規の政府出先機関となる領事館を開設した。豪州の中心都市であるシドニーに領事館が置かれたのは明治30年になってからであり、日豪貿易の拡大によって同34年にシドニー領事館は総領事館に格上げされた。

その後、豪州政府は1901(明治34)年に主に中国人移民を念頭にアジア移民制限法を施行した。この法令は入国制限で入国禁止ではないという建前であったが、入国者に科される語学試験の運用により、事実上の入国禁止措置として運用された。ただし、すでに豪州に居住していた日本人は永住資格が与えられ、さらに日英同盟の締結(1902年)や日露戦争の勝利(1905年)もあり、豪州政府は外交官以外にも商業、留学生、旅行の目的で入国した日本人は12ヶ月の滞在を許可し、やがて12ヶ月の滞在期間後も1年毎の申請時に領事の裏書を要するだけの形式的手続きで容易に延長されるようになった。

シドニーに居住する日本人は二つの集団に区分される。一つは明治中期までに豪州に入国した日本人であり、木曜島で真珠を採取する潜水漁夫やクィーンズランド州の蔗糖栽培に雇用された農業民などの出稼ぎ労働者である。彼らの多くは豪州への永住移民ではなく、契約期間内の労働者であった。一時はその人数は数千人規模に達したものの、移民制限法の実施後に順次日本に帰国し、僅かに残った者は無資本ながら永住権を利用してシドニーやその近郊に南下して洗濯業やホテル料理人などの職業に就き、やがて現地に同化した模様である。他方、明治中期以降は兼松や三井物産などの商社員が増加し、日豪貿易に携わる集団が形成された。前者と後者の集団間ではほとんど交流がなかったと言われる。シドニーには年に数回ピクニックや晩餐会を催す親睦団体の日本人会が結成され、その名簿から1927(昭和2)

表1 昭和2年 シドニー日本人会の会員

			単位：人		
名称	業務取扱品目	加入者数	名称	業務取扱品目	加入者数
帝国総領事館	外交官	4	岩崎実太郎	商工省研究員	1
兼松	羊毛など	14	岩橋辰之助	絹物	1
三井物産	〃	12	保々近藤合名会社	陶器・硝子器	1
三菱商事	〃	8	大西金次郎	元兼松取締役	1
日本綿花	羊毛・綿織物	6	横浜海上火災保険	保険業	1
横浜正金銀行	金融業	5	中村広吉*	雑業	1
飯田	羊毛・絹物	4	野崎商店	金物販売	1
大倉商事	羊毛・鉛	4	桑畑秀雄*	食料品販売	1
堀越商会	絹織物	3	山下汽船	海運業	1
野沢組	生羊牛輸出	2	松本覚三郎*	雑業	1
野沢屋	絹織物	2	北小路巧光	大学講師	1
矢野上甲合名会社	絹物	2	川崎汽船	海運業	1
井手秀一郎*	絹物代理店	1	森村商事	陶器	1

年のシドニー在住者の状況を表1に整理した。ただし現地と同化した前者集団や短期の単独渡航者の大部分、また企業勤務者でも下級社員の多くは日本人会に加入しておらず、さらには駐在員の家族もカウントされていないなど本表には総体として若干の漏れがあることは否めない。

表1では個人資格の加入者以外は団体名と共に加入者数が記載され、同年は少なくとも合計80名が日本人会に加入していたことが判明する。日本人会の会員は兼松・三井物産・三菱商事・日本綿花・横浜正金銀行といった諸企業の社員や総領事館員のほか、大学講師や貿易商といった個人も掲載され、豪州兼松の元取締役の大西金次郎も個人資格で加入している。兼松は加入者14名で在シドニー企業で最多集団であり、ついで三井物産12名、三菱商事8名、日本綿花6名、横浜正金銀行5名、飯田及び大倉商事が各4名と続く。北小路巧光はシドニー大学の日本語講師である。*印を付した者は史料で「残留組」と表記され、前者集団の所属者であった。またシドニー以外にもメルボルンに三井8名・兼松4名・堀越2名・飯田1名が在勤していた。

日豪貿易の先駆者で第一人者である兼松は、豪州に進出した諸企業にとって最大の競争相手であり、シドニー支店から神戸本店に宛てられた1920（大正9）年の書簡は、そうした当時の状況を次のように述べる。¹⁾

当地在留同胞も一時減退せしが近来又引続き増加致し（約九十名あり）、其何れもが大小共に日豪貿易の成功を期しつつあるは勿論にして、而かも日豪貿易成功を認められん

には先づ〈K〉に勝てと云ふ意気組みにして、自然我等は罪もなきに敵視せらるゝが如き反則なる原象をも来し兼まじく、迷惑千萬に候へとも、夫れ丈け又吾人の責の大なるを想はしむる次第に御座候

即ち大正9年のシドニーには約90名の日本人が滞在し、各社とも日豪貿易に成功するためにはまず兼松に勝てとライバル心を燃やしていると史料は語り、豪州における兼松の存在の大きさが顕れている。兼松は豪州羊毛の取引高において常に首位か、僅差でそれに近い存在であり、大戦中に政府管理下に置かれていた羊毛が大正9年に自由取引を許され、日本向けの羊毛輸出第一便を兼松が発表した際には「市場満場ノ喝采ハ何ヨリモ他ノ日本人バイヤー^(ママ)? 連ヲシテ啞然タラシメタル事明ラカニシテ、一痛快事ニ御座候²⁾」と羊毛競市で豪英人バイヤーたちから満場の喝采を博し、他の日本企業に対して大いに面目を施したという。

豪州在留邦人は企業の駐在員が大部分であり、その人数は豪州貿易の伸縮に左右されるところが大きかった。例えば兼松と同じくシドニーに支店を設置していた横浜の合名会社茂木商會は帝国蚕糸や第七十四銀行などを傘下に持ち、一時は茂木帝国と呼ばれるほど多角的に事業を展開していたが、大戦後の反動不況で1920（大正9）年に破綻し、同社のシドニー支店は閉鎖されて駐在員全員が帰国した。豪州に居住した日本人の具体的な人数の推移はさだかでないが、日豪貿易は基本的に拡大基調にあり、兼松のシドニー支店在籍者数も明治期の数名から昭和期には30名を越えるまでになったことを考慮すれば、在豪日本人総数も時期と共に増加したことは間違いないと思われる。

2.2 シドニー支店（豪州兼松）と豪州在勤者

兼松がシドニー支店を開設したのは1890（明治23）年で、日本企業のなかで最も早い進出であった。同年4月にクラレンス街の店舗を賃借したものの、同所は二流街区で兼松の体面に悖るという判断から、翌24年夏には羊毛取引に至便で一流街区のオックネル街のアルパート・ビルディングに移り、同所が戦前期を通じてシドニーにおける営業拠点となった。明治30年までシドニーに日本領事館は設置されず、兼松がほとんど唯一の日本企業であったので支店員たちは在留邦人の世話や渡豪者の便宜を計り、あたかも私設領事館の様相を呈して正規の領事館と誤解する豪州人もいたといわれる。

開設からしばらくシドニー支店は小売部を経営していた。これはシドニーで自営していたOT夫妻の小売店を吸収したものであり、OT夫妻やその傭人であった大西金次郎と豪人女性の売り子3名を雇用し、日本から輸入した雑貨類や絹物などを販売した。しかし兼松の得意先と競合するので閉鎖が検討されるようになり、明治34年の経営改革の一環で小売店は閉鎖されてOTは解雇された。ただし大西金次郎は引き続いてシドニー支店に雇用され、後年

には豪州兼松の取締役就任している。1920（大正9）年には支社の社屋を約2万9千ポンドで所有者から購入し、羊毛試験室や商品見本室と事務所を兼ねた4階建ての自社ビルとした。

シドニー支店を豪州の現地法人に改組する案は第一次大戦中から提起され、大戦中は豪州政府はその企業が敵国に属するか否かの判定が困難という理由で外国企業の現地法人化を許可しない方針であった。しかし戦争終結による政治的環境の変化を見て、兼松は1922（大正11）年に法人設立を申請し、同年春に F. Kanematsu (Australia) Ltd. が発足した。諸史料では神戸本店を頂点とする日本国内の兼松に対して、現地法人化後のシドニー支店は豪州兼松と称された（従って正確には同年以降はシドニー支店ではなく、豪州兼松と言うべきであるが、本稿では便宜上、煩雑さを避けて大正11年以後もシドニー支店と表現した箇所がある。また豪州兼松と表記した場合にはシドニー本店だけでなく、メルボルンやブリスベンなどの支店人員を含めている）。豪州兼松の取締役は北村寅之助（専務）・大西金次郎・守田治平・McElhone の4名で構成された。ただし McElhone はシドニー市長という立場を考慮した暫定的な任命にすぎず、まもなく豪州に長年在勤する守田治平と Coss の両名が取締役に加わった。1923（大正12）年にはメルボルン支店を設置し、重要な羊毛積出港で1～2名の常駐員で対応してきたブリスベンにも1938（昭和13）年に支店を開設して豪州の営業拠点は着々と拡張されたが、昭和10年以降の兼松は中国における拠点整備に傾注して、入店直後の新卒者も直ちに天津や新京など中国北東部の各地に派遣されるようになり、その結果、豪州の人員増加は鈍化した。

シドニー支店は店祖房治郎と共に兼松を起こした準創業者と言うべき北村寅之助〔1890年の支店開設時に25歳〕を中心に運営された。北村は明治31年に正式にシドニー支店支配人に就き、1913（大正2）年の店祖房治郎の没後は1930（昭和5）年の死去まで同人が兼松全体を統括した。支店の内部機構は輸入部と輸出部の2部制がとられ、大正後期に輸出部・輸入部・会計部になり、また輸出部から羊毛部が分離して4部制に改変された。

3 豪州在勤者の構成

3.1 身分別構成

兼松全体におけるシドニー支店の位置づけを明示すべく、本支店別人数を確認しておこう。表2³⁾から本支店別の総人員配置を見ると、明治30年の兼松の在店者は合計25名で、神戸本店が20名、シドニー支店が5名である。日本人以外にシドニー支店は小売部が併設され、豪人の女性売り子3名等を雇用していた。東京支店は未開設で配属者はいない。明治34年は神戸本店27名、東京支店5名、シドニー支店4名、その他5名（徴兵・休職・関連会社への出向・長期海外出張中など。ただし明治34年の5名は上海支店員である）の合計41名である。こ

表2 本支店別の在籍者数

単位：人

	合計	神戸本店	東京支店	豪州	その他
1897 (明治30) 年	25	20		5 (6)	
1901 (" 34) 年	41	27	5	4 (3)	5
1909 (大正元) 年	27	17	4	6 (6)	
1917 (" 6) 年	56	35	9	11 (10)	1
1925 (" 14) 年	115	72	19	17 (23)	7
1932 (昭和7) 年	139	92	21	22 (30)	4

- ・日本人の男女在勤者総人数を表示している。
 - ・「その他」は徴兵・休職・関連会社への出向・長期海外出張中などである。
 - ・豪州のカッコは豪人従業員であり、各年の「合計」には加算していない。
- 昭和7年の豪人数は不明なので翌年の豪人数を記載した。

表3 大正14年の身分別在籍者数

単位：人

区分	総数	神戸本店	東京支店	豪州	その他
取締役	4	2	1	1	
監査役	2	2			
店員	76	45	13	16	2
店員待遇	1	1			
見習員	3	1			2
雇員	10	6	1		3
給仕	11	10	1		
倉庫員	1	1			
女子職員	5	3	2		
雇員	2	1	1		
豪人男子	(17)			(17)	
" 女子	(6)			(6)	
合計	115	72	19	17 (23)	7

- ・「合計」には豪人在店者は加算していない。

の頃の兼松は積極的に蚕糸取引や中国貿易に乗り出しており、創業期最大の人員数に膨脹した時期である。ただし同年春には恐慌襲来で経営は破綻寸前に陥り、大リストラを断行して在店者は一挙に半減された⁴⁾。その後の在店者数は少数で推移し、大正元年に至っても合計27名に留まり、シドニー支店の日本人在籍者も明治期には数名程度であった。在店者数が増加に転じたのは大正3年の第一次世界大戦の勃発以降であり、大正6年には合計56名（シドニー支店11名）、同14年に115名（同17名）、昭和7年には合計139名で神戸本店92名、東京支店21名、豪州兼松22名、その他4名という構成であった。シドニー支店（豪州兼松）の人数は神戸本店よりは少なく東京支店と同水準であったが、豪人従業員を含めると東京支店の倍以上の人数になる。

さらに詳しく1925（大正14）年の名簿から在店者の身分別内訳を表3に示した。日本人在

店者総数は115名（ほかに豪人在店者が23名）であり、同年の神戸本店の在店者は72名、東京支店19名、豪州兼松17名、そのほか関連会社に出向や徴兵中の者が7名という構成であった。神戸本店の大きさが目立つものの、業務の中核になる店員は神戸本店45名、東京支店13名、豪州兼松16名でその差はかなり縮小する。神戸本店の人数にはタイピストや電話交換手などの女子職員3名や見習員・雇員・給仕といった若年在店者17名を含むほか、店員45名のうち12名は同年1月に店員に昇格したばかりであり、神戸本店は若年者の教育拠点でもあったために大人数であった。豪州兼松には日本人の女子職員や20歳未満の男子年少者はおらず、名簿ではBoyと表記される豪人の男子年少者が雑務を担い、また豪人女子職員もタイピストや電話交換手として在勤した。

3.2 学歴の影響

日豪貿易を本業とする兼松にとって、豪州は生命線であったといっても過言ではない。それでは豪州にはどのような人材が配置されていたのか。学歴の観点からシドニー支店を観察しよう。

開設初頭にシドニー支店に在籍した北村寅之助・大西金次郎・OT・OEは年少期が学制確立以前の幕末維新期でもあり、いずれも正規の教育課程は修了していない。シドニー支店開設と同時に赴任したMMは高等商業学校（東京高商）の新卒者であるが、例外的な存在にすぎず、また同人は同26年に将来への失望から日本に帰国し兼松を退店した。

明治20年代は兼松全体でも他に学卒者はおらず、商業学校の卒業者が散見される程度である。しかし明治30年以降は学卒者を含めて中等以上の教育課程修了者の入店が増加し、シドニー支店に明治31年に転勤したMKは長崎商業学校の卒業であり、また同40年には高等商業学校（東京高商）卒業の学卒者前田卯之助と大阪商業学校卒業のSRがシドニー支店に配属された。1910（明治43）年のシドニー支店在勤者7名の内訳は、北村寅之助・大西金次郎・守田治平・広戸茂吉・前田卯之助・SR・IKであり、このうち学卒者は前田と広戸の2名、SRとIKは大阪商業学校、北村・大西・守田は無学歴であった。明治期は学卒者自体が少数で、その異動によって本支店間の構成比率は大きく動くものの、異動は本支店間で流動的であり、一箇所に学卒者が滞留している様相は見られない。

大正・昭和期について、業務の中核である店員を対象に1925（大正14）年と1932（昭和7）年における本支店の学歴別の店員構成を表4に整理した。本表によれば、大正14年の神戸本店・東京支店・豪州兼松の店員で学卒者が占める割合は、神戸本店は店員45名中で学卒者は29名をしめてその比率は64%、東京支店は13名中10名で77%、シドニー支店は16名中10名で63%であり、昭和7年でも65%、73%、72%であった。この数値を見る限りでは神戸本店・東京支店・豪州兼松の間にそれほどほどの違いは認められず、また時期的な変化もなく、学卒者

表4 店員の学歴別構成

単位：人

学歴別人数	1925 (大正14) 年			1932 (昭和7) 年		
	神戸本店	東京支店	豪州兼松	神戸本店	東京支店	豪州兼松
学卒者	29	10	10	29	8	13
商業学校	12	2	2	8	1	4
無学歴	4	1	4	8	2	1
合計数	45	13	16	45	11	18

・「無学歴」は専ら小学校卒業の給仕出身者である。

は3店でバランス良く配分されている。

創業から昭和10年まで豪州在籍者の総数88名を学歴別集団に分解すると、豪州に赴任した学卒者は57名であり、兼松に入店した学卒者総数は約160名であったから学卒者全体の約3割が豪州に派遣されたことになる。ただし同様に商業学校卒業者・給仕出身者（20歳前の早期退店者は除く）・無学歴者はそれぞれ約2割であり、学卒者集団の豪州赴任率が比較的高いものの、学卒者集団とその他の集団間で隔絶した差異が生じているわけではなかった。

一見すれば海外勤務には国内勤務以上に高い語学能力やビジネスの手腕が要求され、海外支店には学卒者が集中配置されていたようにも予感されるが、兼松では海外の営業拠点だからといってシドニー支店を学卒者で固めたわけではなかった⁵⁾。これは学歴差別を認めず、能力のある者を店員に昇格させ、適材適所に配置するという同社の伝統の方針に沿ったものであり、店祖房治郎の没後、シドニー支店から兼松全体を統括した筆頭取締役の北村寅之助は、1914（大正3）年の神戸本店宛の書簡で次のように申し送った⁶⁾。

中学卒業生程度の者ヲ二三年、ウント御仕込被遊候御見込之由、是も御同感ニ御座候、按するニ商業出の高等尋常程度、中学校程度、偕は赤門出の先生ニても、實際役ニ立つ人物ハ曉星の如し、殊ニ海外貿易業向キの如きニ於ては一層ニ御座候

即ち、神戸本店が中学校卒業程度の若年者を十分に訓練する方針をとっていることに賛意を表すると共に、海外貿易業の適任者は少数であり、学歴は関係ないと断言する。同様に「学校出の男も必用ニ候得共、雑貨屋杯ニハ（外の課ニテモ格別変リハナケレ共）中学卒業程度の小僧より叩き上ケタル青年も却テ役ニ立つ様存候⁷⁾」と部署によっては若年からの叩き上げが望ましいとも述べており、こうした学卒者の有用性は認めつつも学歴に偏重しない方針が、バランスの良い人員配置の底流にあったと考えられる。

1933（昭和8）年に神戸本店から豪州に転勤になった雇員OK〔神戸商業学校卒業、転勤時23歳〕は柔道初段の健康体で英語に堪能であり、性格は沈着にして研究心に富むという高

表5 シドニー支店員の年齢構成

単位：人

年	合計	20歳代	30歳代	40歳代	50歳～	不明
1890 (明治23) 年	3	2				1
1895 (" 28)	4	1	1			2
1900 (" 33)	4	1	2			1
1905 (" 38)	3	1	1	1		
1910 (" 43)	7	2	4	1		
1915 (大正4)	12	2	7	2	1	
1920 (" 9)	13	5	5	2	1	
1925 (" 14)	19	9	5	4	1	
1930 (昭和5)	28	4	17	6	1	
1935 (" 10)	33	11	17	3	2	

い評価を受け、それが豪州転勤の選抜理由になっていた。判断材料に健康が挙げられているのは豪州在籍者で病気で帰国を余儀なくされる者が少なくなかったからであり、支店開設以来の豪州在籍者総数88名のうち、少なくとも11名の帰国理由は病気であったことが確認され、1割以上の者が病気で豪州を去っている。1819 (大正8) 年に豪州に転勤し、シドニー支店で電信係担当の店員MKは仕事が激務で早出晩退が続いて休日はなく、しかもアルコールを摂ることが過度であったために健康が著しく悪化し、豪州内での転地療養も効果がなかったため、遂に1927 (昭和2) 年に在豪9年で日本への帰国を命じられるにいたった。大正4年に豪州赴任者を選考するに際して、北村寅之助は赴任者の第一条件に「身体健康ニシテ後顧の憂ナキ者」と健康良好を挙げており、場合によっては海外勤務では健康問題は学歴よりも優先事項であった。

3.3 年齢別の構成

シドニー支店在籍者の年齢別構成を見ると、明治後期における豪州赴任者15名 (後出の表6参照) の赴任年齢の内訳は、10歳代は永住者の大西金次郎1名、20歳代5名、30歳代5名、40歳代1名、不明3名という構成であった。20歳代は北村のほかは豪州で採用された大西・守田・広戸など専ら永住者であり、日本から赴任した者は30歳代が中心で、これは即戦力として赴任直後から支店業務を担うことを期待していたためと考えられる。シドニー支店 (豪州兼松) の在籍者を年齢別に区分した表5によれば、例えば明治38年の在籍者3名の内訳は20歳代1名・30歳代1名・40歳代1名という構成で、具体的には20歳代は守田、30歳代は大西、40歳代は北村であった。永住者の北村・大西・守田・広戸以外は、明治期に日本から20歳代で赴任したのは明治23年のMMと同44年のKYの2名だけである。

しかし大正中期からは日本からシドニーに派遣される若年者が増加した。大正3年から同

14年までの赴任者27名では20歳代13名、30歳代11名、40歳代3名で20歳代が最多数になり、20歳代の若年者は後述のように豪州の滞在期間が30～40歳代よりも長く、そのため表5で見ると大正9年の構成は20歳代5名・30歳代5名・40歳代2名・50歳以上1名となり、同14年には20歳代が9名で最大集団になっている。20歳代の赴任者は店員昇格以前の者が多く、後年には1933（昭和8）年4月に東京商大を卒業したばかりで同年9月に豪州に転勤となった見習員ISのような者も含まれる。

1915（大正4）年に北村寅之助は神戸本店に、インボイスや荷物の出入等の簿記を担当する若年者のシドニー転勤を要請した。若年者を希望する理由には、仕事の内容が比較的簡単であり、また高齢者よりも人件費が安く済むという利点以外に、

日本ニ於ケル親子の關係の為メ折角修業中の者を帰朝セシムルノ無止場合ニ出會候よりは、五年か十年当地ニ永住スルモ、亦タ萬一病死ノ不幸ニ遭遇スルモ、親元ニ格別の故障ナキ者を撰ミ、下等船客ニテ御派遣被下候ハ、此方ニテ大ニ仕込ミ申度精神ニ御座候

と説明した。⁸⁾北村は豪州での長期訓練を念頭に、在豪中に不慮の事故に遭遇しようとも、あるいは5年や10年、さらには永住しても日本の親元家族に支障がないような若年者が望ましいと述べ、北村自身が入店を世話した24歳の準店員SIを指名し、その要請を受けて神戸本店は同人をシドニーに転勤させた。ここでは豪州の事情を熟知する人員を育成すべく若年者の長期的養成に主眼を置いており、神戸本店のみならず、シドニー支店も教育拠点として稼働を開始したと言える。

派遣員の年齢は明治中期から大正初年には即戦力となる30歳代が中心であり、大戦後の戦間期には現地訓練型の20歳代が増加し、支店人員は大正末年には20歳代が大部分を占めた。もちろん20歳代の全員が長期的養成目的というわけではないが、後述の在勤期間の分析で明らかにするように若年者の多くは長期の派遣であった。彼等の相当数はそのまま豪州に在勤し、さらに昭和2～10年の赴任者46名では20歳代18名、30歳代24名、40歳代4名となり、30歳代の短期在勤者が大幅に増加した結果、昭和5年以降の在籍者構成は再び30歳代が最大集団になった。

またシドニー支店（豪州兼松）の最高齢者は常に北村寅之助であったことは興味深い。神戸本店に北村よりも高齢の者がいてもシドニーに赴任する者は必ず北村よりも年下であり、支店開設時に25歳であった北村は1930（昭和5）年に享年65歳で没するまで在豪州者の中で最高齢の位置を維持した。昭和期に北村から豪州兼松の指揮を引き継いだ広戸茂吉取締役も同様に在豪州者では最高齢であり、これらは店内秩序という点から年齢の有効性を示してい

表6 赴任年を基準にした在籍年数

単位：人

年	赴任者	永住	長期	1～4年	5～9年
1890 (明治23) 年	3	2		1	
1891 (" 24)	2	2			
1897 (" 30)	1			1	
1898 (" 31)	2			2	
1902 (" 35)	1	1			
1903 (" 36)	1			1	
1907 (" 40)	2			1	1
1908 (" 41)	1	1			
1910 (" 43)	1				1
1911 (" 44)	1				1
1914 (大正3)	1			1	
1915 (" 4)	5		1	2	2
1917 (" 6)	4		2	1	1
1918 (" 7)	1			1	
1919 (" 8)	1				1
1920 (" 9)	1		1		
1921 (" 10)	4		1	2	1
1922 (" 11)	2			2	
1923 (" 12)	3		1		2
1924 (" 13)	3		1		2
1925 (" 14)	2		1		1
1927 (昭和2)	4		2		2
1928 (" 3)	4				4
1929 (" 4)	5			4	1
1930 (" 5)	3			3	
1931 (" 6)	7			3	4 (1)
1932 (" 7)	6			1	5 (2)
1933 (" 8)	7			4	3 (2)
1934 (" 9)	6			2	4 (3)
1935 (" 10)	4			3	1 (1)

るのかもしれない。

3.4 勤務期間の変化

本節では1890 (明治23) 年から1935 (昭和10) 年まで、豪州在籍者の在勤年数を二つの視点から分析する。その一つは豪州への赴任年を基準に各員の赴任後の在勤年数を提示し、もう一つでは各年におけるシドニー支店在籍者の過去と将来を含めた在勤年数を整理した。いずれも支店在籍者の異動サイクルという観点から、シドニー支店は長期在籍者が中心であるのか、あるいは短期在籍者が主流であったのかという問題意識に立脚している。以下、この

二つの側面から豪州在籍者の存在形態を検討する。

表6は豪州赴任者の在豪期間の推移を明らかにすべく、各員の赴任年を基準に、豪州に新規赴任した者がその後何年間在籍したかという見地で作成した。新規の赴任者が存在しない年は省略したので必ずしも年は連続していない。また在籍者は「永住」、「長期」、「1～4年」の短期在籍者（「数え年」でカウントしているので実質3年以下である）、「5～9年」の中期在籍者に区分した。本表によれば、例えば支店が開設された明治23年は、「永住」者の北村寅之助と現地採用のOE、シドニー支店に明治26年まで4年間在籍した短期在豪者MMの合計3名が在籍し、あるいは大正4年にシドニー支店に赴任した者は5名で、その内訳は昭和初年まで在豪16年の「長期」在籍者が1名、大正7年までの在豪4年の「1～4年」の短期在籍者が2名、在豪「5～9年」の中期在籍者は大正10年までの在豪7年1名及び大正11年までの在豪8年1名の合計2名であった。

全期間を通して永住者は合計6名で、豪州の永住権を有していた北村寅之助 [1889年入店、在店42年]・店員OE [1890年入店、在店9年]・大西金次郎 [1891年入店、在店32年]・店員OT [1891年入店、在店12年] 以外に、シドニーで現地採用されて停年（あるいは死亡）まで在勤した守田治平 [1902入店、在店27年] と広戸茂吉 [1908年入店、在店32年] も永住者に準ずる存在として、このカテゴリーに加算した。このうち広戸茂吉は東京高商の卒業で、その他の人員はさしたる学歴は保持していない。

永住者の具体的なプロフィールを守田治平の事例から観察しよう。同人は東京出身で、横浜某商に勤務にした後に北村寅之助宛の一片の紹介状を携えて渡豪し、1902（明治35）年に21歳でシドニー支店で採用され、同38年に店員に昇格した。シドニー支店では北村の片腕として信任が厚く、主に会計を担当して大正4年にシドニー支店会計兼庶務主任となり、同9年にはシドニー支店会計部長、同14年には現地法人に改組した豪州兼松の取締役役に就任し、在職中の昭和3年にシドニーで病死した。大正4年7月に結婚のため日本に帰国したものの翌年3月には新妻を伴って早々と帰豪し、日本での勤務履歴を持たないまま生涯をシドニー勤務で終わっている。このほかの永住者にはOTと大西金次郎、そしてOEがいる。OTは兼松がシドニー支店開設に際して独自に小売店を営んでいた同人に雑貨販売を委託し、正式に兼松に迎え入れて店員となった人物である。その小売店で働いていた大西も一緒に兼松に入店し、後に豪州兼松の取締役役となり、その死去までシドニーの生活を続けた。OEの履歴は不明である。彼ら永住者の生活基盤は豪州にあり、豪州における兼松の営業活動の中核である反面、日本の勤務経験がほとんどない点が共通する。

「長期」は豪州在勤が10年以上の長期在籍者であり、彼らの勤務実態はほとんど永住者と変わらない。1917（大正6）年に25歳でシドニーに転勤した準店員MSは史料下限の昭和14年以降も豪州に在勤しており、在豪年数は22年間を越える。具体的に長期在籍者の一例とし

て、昭和14年の時点で豪州兼松のメルボルン支店に在籍していた店員ORの履歴を見ると、

- 1920（大正9）年：入店，高知商業学校卒業／19歳
- 1921（＼ 10）年：準店員に昇格／20歳
- 1923（＼ 12）年：神戸本店輸入部電信係に配属／22歳
- 1925（＼ 14）年：店員に昇格／24歳
- 1927（昭和2）年：豪州転勤，シドニー本店輸出部羊毛書類係に配属／26歳
- 1933（＼ 8）年：結婚適齢期につき帰国，神戸本店輸入部調査係に配属／32歳
- 1934（＼ 9）年：新妻を伴って豪州帰任，メルボルン支店に配属／33歳
- 1939（＼ 14）年：メルボルン支店に在籍中／38歳

ここで見るように店員ORは大正9年の入店以来、在店20年のうち短期帰国を挟んで約13年間を豪州で勤務し、昭和14年の時点では妻と子供2人と共にメルボルン支店に在勤した。同人に対する評価はきわめて高く、性格は温順で芯は強く、勤務態度も誠実であり、また羊毛書類係でありながらも若手の羊毛バイヤー専門者に比肩するだけの羊毛鑑定力を有し、羊毛業界の商慣習にも通曉して店内随一の「羊毛後方勤務者」で、在豪の日本羊毛業者7社のなかでも同人ほど有能な者は他にいないと言われた。

昭和13年には日豪両重役間で、有能な同人をいつまでもメルボルン支店羊毛書類係にしておくのは兼松にとって不経済であり、また本人にも気の毒であるとして適所への転属が協議された。しかしメルボルン支店は業務に直ちに支障が出るとして店員ORの早期転属に強硬に反対し、また店員ORの後任となるべき候補者も現在は他の部署から離任できない状態であった。そのため豪州兼松は転属後の人員補充が困難であり、また同人の深い羊毛知識を活かせる新しい配属先は日本国内の本支店、ニュージーランド、あるいは南アフリカと目されるものの、すでにそれらには適当な者が在勤しており、早急に同人の後継者養成を実施したいと述べつつも、ひとまず同人の転属を見送っている。国内外の適切な人員配置は企業経営にとって容易ではなかったことを示している。

店員ORのケースでは豪州在任中の日本帰国は結婚を目的にした1度だけであったが、通常は長期在籍者をもっと頻繁に日本への短期帰国が認められた。1923（大正12）年に長崎高商新卒24歳で入店した店員KKは大正14年に豪州に赴任し、1936（昭和11）年に豪州を離任するまで在豪期間12年間のうち、日本国内の紡績会社における実習や結婚、あるいは日本の得意先訪問を理由に、数ヶ月から長くて1年程度の短期帰国を3回行っている。

さて表6では永住者は明治期で断絶し、かわって大正年間以降は日本で兼松に入店したのち豪州に赴任して10年以上在勤した長期在籍者が昭和初年まで10名出現している。彼らも昭

表 7 各年基準の在籍年数内訳

単位：人

年	合計	永住	長期	1～4年	5～9年
1890 (明治23) 年	3	2		1	
1895 (" 28)	4	4			
1900 (" 33)	4	3			1
1905 (" 38)	3	3			
1910 (" 43)	7	4		1	2
1915 (大正 4)	12	4	1	3	4
1920 (" 9)	13	4	4	4	1
1925 (" 14)	19	3	8	1	7
1930 (昭和 5)	28	2	8	7	11
1935 (" 10)	33	1	7	8	17 (9)

和初年で途絶えるが、それは史料の下限が昭和14年で、なおかつ「長期」の認定が10年以上で計測が困難になるためであり、昭和6年以降の中期在籍者の一部には将来の長期在籍者を内包すると推測される。昭和14年の時点で豪州に在勤し続けている者の人数はカッコで表示しており、昭和6年に赴任した中期在籍者4名のうち1名、昭和7年は5名のうち2名が昭和14年以降も豪州に在勤した。カッコ内の全員が長期に転化したとは考えがたいものの、その幾分かは昭和14年という区切りがなければ長期在籍者に移行したことは間違いない。

続いて表7は、各年の時点でシドニー支店に存在する者が過去と将来を含めて何年間の在籍者であったのかという観点から作成した。本表の「合計」欄はその年のシドニー支店（豪州兼松）の在籍者数である。本表では複数期間にわたって同一人物が重複して計測され、例えば「永住」の北村寅之助は支店開設の明治23年から昭和5年の逝去までの各年に含まれ、同じく「長期」の店員MSは神戸本店からシドニーに転勤した大正6年から昭和10年まで各年でカウントされている。また表6と同じく昭和10年の中期在籍者のうち、昭和14年以降も在籍した人数をカッコ内に表示した。本表から得られる情報を1910（明治43）年を例に説明すると、同年のシドニー支店には7名が在籍し、永住者は北村・大西金次郎・守田治平・広戸茂吉の4名、10年以上の長期在籍者はおらず、在豪1～4年の短期在籍者1名〔1907年赴任、1910年まで在籍＝在籍4年の4年目が1名〕、在豪5～9年の中期在籍者2名〔1907年に赴任して1911年まで在籍＝在籍5年の4年目が1名、1910年に赴任して1915年まで在籍＝在籍6年の初年が1名〕という構成であった。

さて上記の表6及び表7から、シドニー支店の人員構成の時期的変化を把握したい。まず表6からは、明治期は延べで永住者6名・短期在籍者6名・中期在籍者3名が赴任したことが判明する。表7では明治28年のシドニー支店在籍者4名は全員が永住者であり、同43年も永住者4名・短期在籍者1名・中期在籍者2名であった。明治期は永住者が支店運営の支柱であり、短中期の渡豪者は断続的な登場にすぎず、少人数でかつ滞在期間が短いので纏まっ

た集団は形成せず、また永住者がいる反面で長期在籍者は明治期には出現しなかった。

その後、永住者の出現は明治末年で途絶え、また大正初年に登場した長期在籍者も表面的には昭和2年で断絶した（前述のように以後も中期在籍者に含まれている可能性が大きい⁹⁾が、それを勘案しても昭和3～5年は完全に断絶している）。その反面で、在豪5～9年の中期在籍者は大正後期から増加し、また短期在籍者も昭和4年から急増した。こうした変化により、大正4年のシドニー支店は表7で見るように永住者4名・長期1名・短期3名・中期4名と分散化が進んでおり、大正期には永住長期と短中期が拮抗する状態が続いたのち、最後に厳密に在籍年数が確定できる昭和5年では永住2名・長期8名・短期7名・中期11名と短中期が永住長期を大きく上回り、そのなかで中期在籍者が最大集団に成長している。

人員構成の変化は数値だけではなく、書簡類からも裏付けることができる。

豪州での活動に必要なスキルを習得するには、当然ながらある程度は長期の在籍が望ましかった。1920（大正9）年にシドニー支店輸入部長の大西金次郎が執筆した神戸本店宛の書簡によれば、取引拡大にはメルボルンやブリスベン、さらにはニュージーランドへの出張が必要であり、支店輸入部員の補充に「ドウシテモ早く二三名ノ若手ヲ当方ニ出張セシメテ濠洲ノ習慣ニ馴レセシメ置ク」ために早急に日本から数名の若手店員を豪州に転勤させるように求め、同時に近年は「出張員ノ費用頗ル重大ニシテ中々樂觀ナク不申候事故、出張スル人モ以前ヨリ割合永ク当方ニ留マル覚悟アル人¹⁰⁾」を要望する。ここで大西は「割合永ク当方ニ留マル」と述べており、前出の大正4年の北村書簡に現れる「五年か十年当地ニ永住」という文言と併せて、当時シドニー支店の首脳であり、かつ永住者であった北村や大西は明らかに長期赴任を望んでいたと考えられる。

また大西は「出張員ノ費用頗ル重大」と多額の費用を長期化要因に挙げており、参考までに『経費勘定帳』から渡豪費用を観察すると、一般店員の場合では、店員SRの1907（明治40）年のシドニー転勤では転勤手当200円及び船賃259円など合計約460円を要した。店員SRは当時35歳の中堅店員で、日本における月俸は35円であった。1917（大正6）年の店員YI〔月俸85円、36歳〕では支度料315円、船賃276円、船中手当85円の合計約680円であり、1930（昭和5）年の店員KK〔月俸95円、32歳〕は支度料247円、船中手当95円、船賃273円、旅券査証料14円で合計約630円を支出した。豪州への人員派遣は兼松の経営にとって決して軽くない負担であったと考えられる。

ただし長期在籍を望みつつも、実際の在豪期間は短縮化に向かう傾向にあった。1912（大正元）年の史料では早くも在豪人員の交代頻度という問題が提起されており、シドニー支店副支配人で自らも中期在籍者であった入江金三郎〔明治43年～大正4年にシドニー在勤〕は「商店之前途を鑑みるニ、創立当時之如く北村大西両君之如く、半永久的店員を将来ニ得るハ至難之義ニ存候、左すれば今後之配置ハ、矢張三四年毎ニ一新、店員を交代する之無止ニ

至るハ明瞭の義と存候¹¹⁾と述べる。即ち、将来的には北村や大西のような永住在勤者の獲得は困難になると予想され、そのため日本から派遣する中短期の交代員でシドニー支店を運営すべきであるという。この大正元年の史料では「三四年毎ニ一新」と3～4年の短期交代を想定し、それは長期在籍を望む北村や大西の意見とは齟齬がある。実際の派遣状況を表6で確認すると、大正3年からは短期・中期・長期の在籍者がそれぞれ増加したのち、大正12年から昭和3年まで短期は姿を消した一方で、その間も中期と長期は創出されたことが判明する。適切な在豪期間をめぐって試行模索が続き、やがて在豪5～9年が適切な年限と認識され、そのため大正・昭和期には中期在籍者が主流になったと推測される。

こうした適切な年限を念頭にした人員交代の方針は、大正期や昭和期の多くの史料で確認される。1915（大正4）年にシドニー支店の店員IK〔東京支店長からシドニーに転勤、豪州転勤時37歳〕を日本に帰国させた理由は在豪期間が5年に達したからであり、また1928（昭和3）年に豪州に赴任した店員TT〔給仕出身、豪州転勤時27歳〕は昭和9年に33歳になり、「連続在勤長期ニ亘リ居リ、又婚期関係モアリテ遂ニ内地帰還ヲ命スル¹²⁾」と在豪期間が7年に及び、また婚期を迎えているという理由で東京支店に転属された。個人的事情を斟酌し、海外勤務がある程度の年数に達した者は適當年数で帰国させるケースは珍しくない。前述のように長期在籍者にも同様の配慮がなされており、結婚適齢期には必ず帰国させるほか、取引閑散期には得意先訪問や家事整理を理由に、場合によっては家族同伴で短期帰国が認められ、特に豪社羊毛部員は市場調査等の名目で帰国が許されて「羊毛部恒例の一時帰国」と呼ばれた。

同時に昭和期には短期在籍者の急増に注目したい。短期在籍者はそれまで断続的であり、特に大正12年～昭和3年は完全に断絶したが、昭和4年から復活し、昭和期の短期在籍者は合計20名を数える。病気でやむなく帰国して短期渡豪に終わったケースを除けば、短期在籍者の大部分は羊毛研究や豪州視察、あるいは豪州兼松の重役との緊急協議が目的であった。例えば神戸本店輸入部で羊毛取引を担当していた店員FT〔当時33歳〕は1930（昭和5）年6月に羊毛買入の実地研修に豪州転勤を命じられ、在豪3年後、昭和7年に神戸本店輸入部に復任した。同人の渡豪は豪州現地における羊毛知識や技能の習得が主目的であり、当初から羊毛研究が修了次第、速やかな帰国が予定されていた。また44歳の神戸本店庶務部長兼会計部長代理も昭和10年に短期予定で渡豪し、その理由は重役候補者にもかかわらず海外に勤務した経験がなく、海外に関する知識を獲得させるためであった。中期在籍者に属する別のケースでも、東京支店長代理の43歳の店員は1932（昭和7）年に「東京支店詰一点張りナルヲ以テ其間口ヲ拓ムル為メ、機ヲ見テ濠社勤務ヲラシムベク¹³⁾」という上層部の判断で豪州に5年間派遣され、昭和11年に帰国した後は大阪出張所長に任命された。現地情報取得や実地研修が目的の短期（一部の中期も含めて）渡豪者が本来的に活動する場所は日本国内であり、

彼らが豪州兼松の中核になることは初めから期待されていない¹⁴⁾。それは明治・大正期の短期渡豪者も同様であった。

海外在勤期間と年齢は密接に関係した。大正3年～昭和5年の渡豪者43名を観察すると、20歳代の渡豪者19名では在豪5年未満は存在せず、在豪5～9年が12名、10年を越える者が7名である。逆に30歳代以上の24名では1～4年が16名、5～9年が5名、10年以上は豪州兼松の重役となるべく赴任した富森謙吉取締役を含めて3名に留まり、過半が短期渡豪者であった。昭和6年以降の短期在籍者13名でも20歳代は4名にすぎず、30歳代8名、40歳代1名であり、若年ほど在豪期間が長く、年齢が高くなるにつれて在豪期間は短縮されるという傾向が看取できる。

4 結 語

兼松は「濠洲貿易 兼松房次郎商店」という商号で開業した。その名称通りに日豪貿易は兼松の生命線であり、大正中期からは南米や南アフリカ、さらに昭和期には中国まで広範に営業網を展開したとはいえ、豪州は最重要の海外拠点であり続けた。豪州派遣員の選考に際しては学歴が最重要視されたわけではなく、学卒者は本支店でバランス良く配置され、むしろ豪州派遣に際しては健康状態が留意されている。

海外業務の拡大と複雑化は、現地で十分に訓練されてスキルを身に付けた者を不可欠にして、併せて多額の渡豪費用が長期駐在を望ましいものにしたが、昭和期には日本からの短期渡豪者と共に長期在豪者の頻繁な帰国が急増する現象が見られた。これは多数の人員を派遣してもその費用に耐えうるほど兼松の企業体力が増進し、また渡豪経費以上に日豪両店間の情報共有が重要視されるようになったことの表現であった。

大局的にシドニー支店（豪州兼松）の人員構成を概観すると、明治期には豪州永住者が支店運営の中核であったが、大正期以降は日本から派遣された中長期の渡豪者が徐々に増加した。昭和期にはさらに短期在籍者が急増した結果、支店構成員は在豪目的を異にする短期・中期・長期・永住者で多様化しつつ、そのなかで中期在籍者が中心になる、という変化が観察できた。総体としては日豪間の人員の流動性は高まり、人員交代の円滑なサイクルが実現し、人員の新陳代謝や情報の共有が進展したと言える。このとき永住者と長期在籍者は一見同様の存在に感じられるものの、両者には在籍年数という差異ばかりでなく、それ以上に大きな異質性があったことに注意したい。即ち豪州に生活基盤を持つ永住者は神戸本店との関わりは薄く、いわば豪州に固定化された人員であった。それに対して日本から派遣された長期在籍者は、在豪年数が長くとも神戸本店の管理下で活動する存在であり、両者はガバナンスやマネジメントという点では全く異なる存在と考えなければならない。その意味では、永住者から中長期在籍者へという人員構成の変化は、兼松という一つの統合された組織に海外

営業拠点の構成員が包摂される過程にほかならないと評価できる。¹⁵⁾

本稿はシドニー支店を対象に、その構成員の動向を分析した。貿易商社である兼松の海外勤務制度を解明するためには、さらに多岐にわたる問題を検討する必要がある。豪州に限らず海外勤務の意義や人員派遣の全般的推移はもちろん、豪州勤務員の給与や家族同伴の問題、さらに豪社内では日本人よりも人員数が多かった豪人従業員の勤務実態が重要な課題に残っている。それらは後日の別稿で順次考察したい。

注

- 1) 神戸大学経済経営研究所編『日豪間通信 シドニー来状』第IV巻, p 107, 取2号信, 大正9年5月25日
- 2) 神戸大学経済経営研究所編『日豪間通信 シドニー来状』第IV巻, p 279, 取13号信, 大正9年11月12日
- 3) 表2～4は断続的に残る各年の名簿から作表した。名簿は1月1日など特定の時点における本支店の在籍者を記載するのに対し、表5～7では名簿を参照しつつ在籍者全員の異動記録を追跡し、各年内にシドニー支店(豪州兼松)に在籍した者の総数を独自に集計算出した。そのため例えば大正14年の場合、同年の名簿は同年1月1日の時点で作成されており、それを整理した表2～4では在籍者は17名(店員16名)であった。当然ながらこの数値には名簿作成後の赴任者は含まれていないが、個別に異動記録を追跡したところ、名簿作成後に同年中に新規2名が赴任しているので表5・7では19名と表記した。このように本稿では表によって人員数に若干の差異があることを断っておきたい。
- 4) 前稿「創業期兼松の人員構成」参照
- 5) 三井物産の初期の海外支店を分析した木山実氏の論考によれば、同社の海外支店の支配人は当初は明治政府とつながりを持っていた洋行経験者で構成され、やがて学卒者に交代したという(木山2000参照)。しかし兼松では北村・大西・守田・広戸は洋行経験者とは言えるものの、明治政府とのつながりは全くない冒険的な個人渡航者にすぎず、そうした点でも財閥系巨大企業である三井物産と小規模貿易業者の兼松との差異が顕れている。また兼松が学卒者に偏重しない人事方針であったことは前稿「戦前期兼松の人事採用」を参照。
- 6) 神戸大学経済経営研究所編『日豪間通信 シドニー来状』第I巻, p 231, 第750号信, 大正3年4月29日
- 7) 神戸大学経済経営研究所編『日豪間通信 シドニー来状』第I巻, p 203, 第745号信, 大正3年2月25日
- 8) 神戸大学経済経営研究所編『日豪間通信 シドニー来状』第II巻, p 37, 第777号信, 大正4年4月17日
- 9) 昭和10年の中期在籍者17名のうち昭和14年以降にも豪州に在籍する者は9名であり、その何割が最終的に長期に移行したのかは明確には提示できない。しかし昭和6年以前の状況が長期総数10名・中期総数20名であったことから敢えて推測するならば、昭和10年の構成は永住1名・長期10名・短期8名・中期14名となり、やはり中期在籍者が最大集団である。

- 10) 神戸大学経済経営研究所編『日豪間通信 シドニー来状』第IV巻, p 88, 第962号信(輸入部状), 大正9年5月11日
- 11) 神戸大学経済経営研究所編『日豪間通信 シドニー来状』第I巻, p 63, 第701号信, 大正元年6月26日
- 12) 『統兼松商店史料』第5編
- 13) 『統兼松商店史料』第4編
- 14) 一般店員や若年者にとって在豪勤務がステップアップの手段になっていたか否かは現在のところ不明であり, 今後の慎重な検討が必要である。おそらくは基礎知識の習得が主目的である以上, 短絡的には早急な昇進にはつながらなかったように思われる。ただし重役に昇進した者はほぼ全員が海外勤務の経験者であったことには注意したい。
- 15) 海外勤務員の問題は, 日本の本社と海外支店という企業がバナンスの観点からも検討されなければならない。昭和5年の北村寅之助の逝去で店祖房治郎に続いて最高経営者を喪った兼松では, 日本兼松と豪州兼松の間で経営方針をめぐって対立が激化し, 日豪両社の分裂が目捷に迫るという事態に陥った。結局, 豪州兼松が日本兼松に屈服する形で事態は收拾されたが, このとき人材供給源という神戸本店が持つ強味は両社の分裂回避に影響したと想定される。明治期の永住者以外には, 豪州における日本人の現地採用は行われていない。

参 考 文 献

- 柏谷誠(2002)『豪商の明治』名古屋大学出版会
- 木山実(2000)「三井物産草創期の海外店舗展開とその要員」『経営史学』第35巻3号
- 藤村聡(2006)「戦前期企業の退職実態」『国民経済雑誌』第193巻第2号
- 〃(2007)「戦前期兼松の人事採用」『[神戸大学経済経営研究所] 経済経営研究年報』第56号
- 〃(2008)「創業期兼松の人員構成」『[神戸大学経済経営研究所] 経済経営研究年報』第57号
- 森川英正(1976)「総合商社の成立と論理」宮本又次ほか編『総合商社の経営史』東洋経済新報社
- 山地秀俊・藤村聡(2005)「戦前期貿易商社兼松の帳簿組織」『国民経済雑誌』第192巻第1号
- 〃(2005)「戦前期の企業内教育」『国民経済雑誌』第191巻第2号
- 米川伸一(1983)「総合商社形成の論理と実態——比較経営史からの一史論——」『一橋論叢』第90巻3号
- 若林幸男(2007)『三井物産人事政策史 1976～1931年——情報交通教育インフラと職員組織——』ミネルヴァ書房